

受命裁判官認印



和解調書(写し)

事件の表示	令和7年(ワ)第26号
期日	令和8年3月26日午前11時00分
場所等	旭川地方裁判所民事部和解室 (ウェブ会議の方法による)
受命裁判官	上村善一郎
裁判所書記官	木村浩士
出頭した当事者等	原告代理人 石田 達也 (原告代理人万字事務所) 原告代理人 万字 達 (同代理人事務所) 原告代理人 酒井 将平 (同代理人事務所) 原告代理人 小林 大晋 (原告代理人万字事務所) 原告代理人 丸山 冬子 (原告代理人万字事務所) 被告代理人 林 孝幸 被告指定代理人 中瀬 恭子 被告指定代理人 工藤 秀敏 被告指定代理人 角地 祐輔 被告指定代理人 沼澤 和範 被告指定代理人 樋口 奨 被告指定代理人 上田 康平 被告指定代理人 千葉 博貴

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

手 続 の 要 領 等

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 木 村 浩 士



第1 当事者の表示

原 告 廣 瀬 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 石 田 達 也
同 万 字 達
同 酒 井 将 平
同 小 林 大 晋
同 丸 山 冬 子

旭川市7条通9丁目

被 告 旭 川 市
同 代 表 者 市 長 今 津 寛 介
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 林 孝 幸 子
同 指 定 代 理 人 中 瀬 恭 子
同 工 藤 秀 敏
同 角 地 祐 輔
同 白 川 亮
同 沼 澤 和 範
同 樋 口 奨
同 大 杉 康 則
同 上 田 康 平
同 鎌 田 将 平
同 千 葉 博 貴

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状、訴えの変更申立書（令和7年9月30日付け）、訂正の上申書（令和7年10月1日付け）、訂正の上申書（令和7年10月2日付け）各記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として7000万円の支払義務があることを認める。
- 2 前項の金員は、いじめ再発防止に向けた被告の取組を原告も評価し、合意するものである。
- 3 原告及び被告は、原告が独立行政法人日本スポーツ振興センターの死亡見舞金として受領した3000万円を第1項の7000万円に充当したことを確認する。
- 4 被告は、原告に対し、前項の充当後の残額4000万円を、令和8年4月30日限り、 支店の「廣瀬 （ヒロセ ）」名義の普通預金口座（口座番号 ）に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上